

設計者が知っておきたい 下請法・消費税インボイスの知識

弁護士 秋野 卓生

原価高騰リスク

- ウッドショックによって木材の価格が高騰。まだ今後の見通しも立たない
- 2023年にはインボイス制度が導入
 - 消費税免税事業者だった建築職人が消費税納税をすることとなると、全体的に原価が高騰する。



既に目の前にある“原価高騰のリスク”

原材料の価格転嫁、拒否懸念の3業種を調査 公取委

経済 [+ フォローする](#)

2021年12月27日 20:49 (2021年12月28日 5:14更新)



Think! 多様な観点からニュースを考える

[諏訪貴子さんの投稿](#)



首相官邸で開かれた「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議」(27日)

「優越Gメン」の体制創設について

令和4年5月20日
公正取引委員会

1. 令和3年12月27日、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会。以下「転嫁円滑化施策パッケージ」という。）が取りまとめられたところ、公正取引委員会は、転嫁円滑化施策パッケージに関する取組として、令和4年2月16日、「優越的地位濫用未然防止対策調査室」を新設した。
2. 本日、公正取引委員会は、独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する執行体制の更なる強化を図る観点から、「優越Gメン」の体制を創設する。「優越Gメン」は、①独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査、②大企業とスタートアップとの取引に関する調査、③荷主と物流事業者との取引に関する調査など、優越的地位の濫用に関する各種調査において、関係事業者に対する立入調査などの業務を担当する。
3. 公正取引委員会は、転嫁円滑化施策パッケージに関する他の取組についても、引き続き、着実に実施に移していく。

下請法違反行為の再発防止が不十分な事業者に対する取組の実施について

令和4年5月20日
公正取引委員会
中小企業庁

1. 令和3年12月27日、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会。以下「転嫁円滑化施策パッケージ」という。）が取りまとめられたところ、転嫁円滑化施策パッケージに関する取組として、下記2. の取組を実施することとした。
2. 公正取引委員会及び中小企業庁は、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」という。）に関する新たな取組として、本日から、再発防止が不十分と認められる事業者に対し、指導を行う際に、取締役会決議を経た上での改善報告書の提出を求めていくこととする。具体的には、下請法の違反行為について繰り返し指導を受けることとなる事業者等に対し、必要に応じて、取締役会決議を経た上での改善報告書の提出を求めていくこととする。
3. 公正取引委員会及び中小企業庁は、転嫁円滑化施策パッケージに関する他の取組についても、引き続き、着実に実施に移していく。

下請け取引、年間1万社調査 買ったたき監視へGメン増員

経済

+ フォローする

2021年11月6日 21:47 [有料会員限定]



政府は下請け取引の適正化に向けて、年1万社以上の中小企業へのヒアリング調査を始める。「下請けGメン」と呼ぶ調査員を大幅に増員する。不当な買ったたきなどがないか監視を強化する。公正取引委員会とも連携し、悪質な場合は企業名を公表する。

「新しい資本主義実現会議」が8日まとめる緊急提言に盛り込む。現在下請けGメンは全国で約120人、年間およそ4000社の下請け中小企業を訪問調査している。提言どおりになれば現在の倍以上の規模になる。

賃金や材料費といったコストの増加を下請け企業が適正に転嫁できているか調べる。
発注企業が価格交渉に応じているかどうか目を光らせる。

買ったとき以外に、決済方法なども調査する。下請け側の資金繰りの負担にならないよう現金化まで時間のかかる約束手形は避けるよう促す。発注企業の働き方改革や在宅勤務の拡大のしわ寄せで下請け企業の負担が増していないかも点検する。

下請法に違反する疑いがあれば公取委と連携して調査する。悪質な場合は公取委が指導や企業名の公表を伴う勧告をする。違法でなくとも中小に不利な慣行は業界団体などに是正を働きかける。

下請けGメンは2017年に設置した。21年1月までのヒアリング調査の実績は累計2万997件。

定期調査（下請事業者向け）

親事業者との取引に関する調査について

下請事業者を対象に実施する「親事業者との取引に関する調査について」の報告を行うためのページです。あらかじめ、令和3年11月29日付けでお送りしたハガキに記載の「ログインID（整理番号）」、「パスワード」, 「調査対象の親事業者」を御確認いただき、次の「調査専用サイト（親事業者との取引に関する調査）」から回答をお願いします。

[調査専用サイト（親事業者との取引に関する調査）](#)

※上記の「調査専用サイト（親事業者との取引に関する調査）」は守秘義務を負っている外部業者に委託しています。URLに公正取引委員会が保有する政府ドメインである「jftc.go.jp」が含まれていませんが、公正取引委員会が実施する公式の調査です。

【問い合わせ先】

公正取引委員会 下請法調査事務局（コールセンター）

電話番号 03-6628-2962（※ 通話料金がかかります）

受付時間 月曜日～金曜日（祝日を除く）9:30～12:00, 13:00～17:30

親事業者との取引に関するオンライン調査

■親事業者との取引に関するオンライン調査について

◆当サイトについて

公正取引委員会は、下請取引の公正化を図り、下請事業者の利益を保護するため、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）を中小企業庁と協力して運用しています。

このたび、親事業者（下請法上の委託元のことであり、**資本関係を有する等の親会社のことではありません。**）から提出された下請事業者名簿を基に、貴社（貴方）に本調査への協力を依頼することとなりましたので、お忙しいところ恐縮ですが、下記の要領にて御協力くださいますようお願いいたします（本調査は、貴社〔貴方〕の親事業者に下請法上の問題が認められたか否かにかかわらず実施しているものです。）。

貴社（貴方）がこの調査に協力したこと及び貴社（貴方）の回答内容について、**貴社（貴方）の親事業者に知らせることは一切ありません。**また、貴社（貴方）の回答内容について、本調査の目的以外に使用することはありませんので、ありのままの事実を回答してください（消費税に関する回答については、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査の情報として使用させていただく場合があります。）。

この調査に関して、親事業者から回答内容について指示を受けたり、回答内容を提供するよう求められたりした場合は、以下の問い合わせ先まで御連絡ください。

◆親事業者との取引に関する調査概要

1 提出期限 令和3年12月24日(金)

2 回答内容

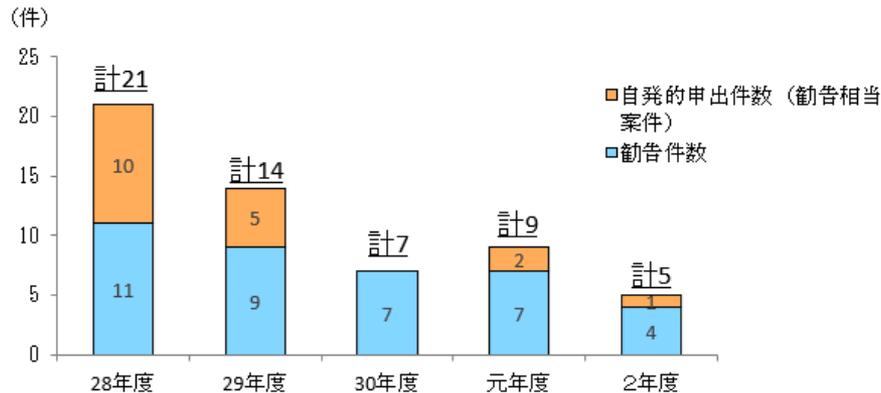
(1) 本調査の通知はがき(公取下第87号)の親事業者名欄に記載している事業者が、調査対象の親事業者です。通知はがきは調査対象の親事業者ごとに発送していますので、複数の通知はがきを送付される場合があります。この場合、お手数ですがそれぞれの通知はがきに記載のログインID(整理番号)を使用してログインして回答し、御提出ください。

(2) 設問に対する回答の補足説明がある場合には、その内容を設問16の自由記載欄に記入してください。

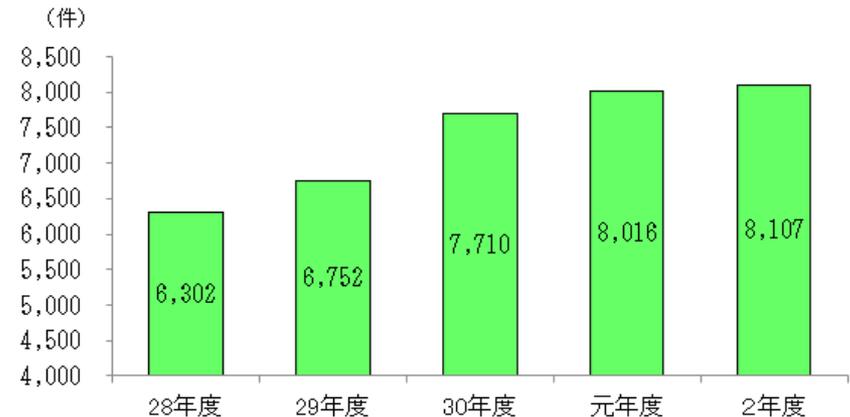
2021年6月2日の公取委の発表

- 公正取引委員会が2021年6月2日に、下請け業者への支払い遅延や買ったたきといった下請法違反の親事業者への勧告や指導が、2020年度に811件あったと発表。
- 13年連続で過去最多を更新。

勧告件数及び自発的申出件数（勧告相当案件）の推移



指導件数の推移



2021年6月2日の公取委の発表

- 下請に対する不利益が大きいため、親事業者を公表する勧告は4件あった。
- さらに、公取委より代金の不当減額などを指摘されたことで、親事業者が下請け側に支払った額は約5億4千万円に上る。

11. 勧告(第7条)、措置請求(第6条)

- 下請法では親事業者が禁止事項に定める行為を行っている、又は、行っていたと公正取引委員会が認めたとき、公正取引委員会は、親事業者に対し、違反をとり止めて原状回復をさせることを求めるとともに、再発防止などの措置を実施するよう勧告を行っています。勧告が行われた場合は、違反行為者、違反事実及び勧告の概要を原則として公表することとしている。
- なお、勧告は公正取引委員会しか行うことができないため、中小企業庁において公正取引委員会による適切な措置をとるべき事実があると考えられる事案がある場合は、公正取引委員会に対して適切な措置をとるべきことを求める措置請求を行うことができることとなっている。

12. 罰則(第10条、第11条)

- 親事業者が、発注書面を交付する義務、取引記録に関する書類の作成・保存義務が守られなかった場合には、**違反行為をした者(本人)のほか、会社も50万円以下の罰金**に処せられます(第10条第1項第1号、第2号)。
- 親事業者に対する定期的な書面調査などにおいて報告をしなかったり、虚偽の報告をすること、中小企業庁や公正取引委員会の職員による立入検査を拒んだり、妨害した場合も50万円以下の罰金に処せられます(第11条)。

1. 下請法の制定経緯

下請法に違反するような行為は、独占禁止法の不公正な取引方法のうち、「**優越的地位の濫用**」行為に該当し、**独占禁止法第19条の規定に違反するおそれがあるが**、同法により規制する場合、当該行為が「取引上優越した地位を利用したものかどうか」、「**不当に不利益なものかどうか**」を個別に認定する必要があり、この認定には相当の期間を要し問題解決の時機を逸するおそれなどがあるため、**迅速かつ効果的に下請事業者の利益の保護を図るため**、独占禁止法に比較して簡易な手続きを規定した**下請代金支払遅延等防止法が昭和31年に独占禁止法の補完法として制定された。**

【独禁法第2条第9項】

<不公正な取引方法の行為類型>

- (1) 共同の取引拒絶
- (2) 差別対価
- (3) 不当廉売
- (4) 再販価格の拘束
- (5) 優越的地位の濫用**
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公正な競争を阻害するおそれがある行為のうち、**公正取引委員会が指定するもの。**

【独禁法第19条】

事業者は、**不公正な取引方法**を用いてはならない。

★物流特殊指定

製造委託等の下請取引では、「**優越的地位の濫用**」の問題が生じやすく、このような行為を**迅速かつ効果的に規制するには独禁法だけでは不十分。**

下請法の制定

- ① 資本金区分、取引内容の明確化
- ② 親事業者の遵守事項の明確化
- ③ 監視体制の強化
(立入検査権、措置請求権)
- ④ 勧告制度の採用(公取)など

★中小企業施策としての位置付け

下請法は、下請取引の公正化及び下請事業者の利益の保護を図るという目的から、中小企業関係法としての性格も併せ持ち、中小企業施策の重要な柱の一つ。

★中企庁と公取委の役割分担

- ① 調査対象となる親事業者は中企庁と公取委で親事業者の担当を分担して実施。
- ② 下請法は公取委が主管のため、法解釈等については公取委が権限を有する。

2. 下請法の目的

第1条(目的)

この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによって、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

目的 (第1条)

- ・下請取引の公正化
- ・下請事業者の利益保護

親事業者の定義、下請事業者の定義 (第2条第1項～第8項)

親事業者の義務 (第2条の2、第3条、第4条の2、第5条)

禁止事項 (第4条第1項、第2項)

調査権・勧告等 (第9条、第7条 等)

親事業者の義務

- (1) 書面の交付義務(第3条)
- (2) 書類の作成・保存義務(第5条)
- (3) 下請代金の支払期日を定める義務(第2条の2)
- (4) 遅延利息の支払義務(第4条の2)

禁止事項(第4条第1項及び第2項の各号)

- (1) 受領拒否の禁止
- (2) 下請代金の支払遅延の禁止
- (3) 下請代金の減額の禁止
- (4) 返品の禁止
- (5) 買ったたきの禁止
- (6) 購入強制・利用強制の禁止
- (7) 報復措置の禁止
- (8) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- (9) 割引困難な手形の交付の禁止
- (10) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- (11) 不当な給付内容の変更・やり直し等の禁止

3. 下請法の適用範囲 (1)考え方

下請取引 = ①資本金区分 + ②取引の内容

■ 下請法が適用される下請取引は、
①事業者の資本金区分
②取引の内容
の2つの要件から定められている。

- ①製造委託
- ②修理委託
- ③情報成果物作成委託
- ④役務提供委託

上記、①～④の4つに大別。
※製造業からサービス業まで幅広い業種
で下請取引は対象となっている。

①及び②の要件に合致した下請取引に対し、下請法が適用。

下請法の適用範囲

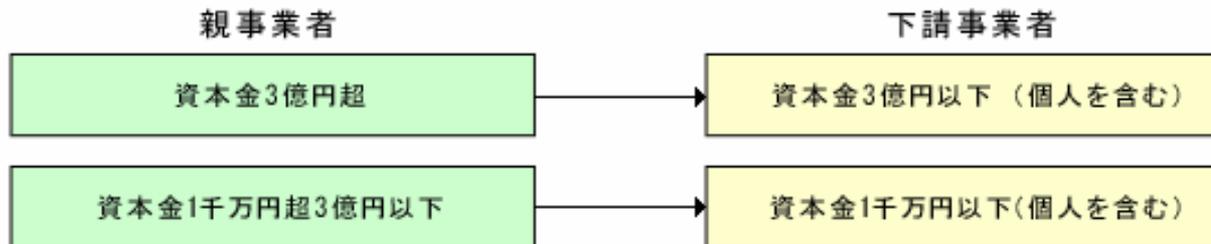
• 下請法の適用対象（資本金要件）

2 親事業者、下請事業者の定義

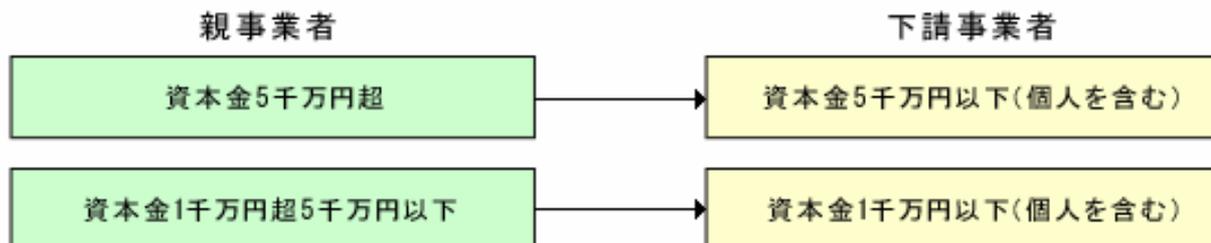
(第2条第1項～第8項)

下請法の対象となる取引は事業者の資本金規模と取引の内容で定義

|| (1)物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物・役務提供委託を行う場合



|| (2)情報成果物作成・役務提供委託を行う場合（(1)の情報成果物・役務提供委託を除く。）



下請法の適用範囲

- 独禁法については、どのような契約形態であっても適用の可能性がある。

優越的地位＝受注者にとって、発注者との取引の継続が困難となることが事業経営上大きな支障を来すため、発注者が受注者にとって著しく不利益な要請等を行っても、受注者がこれを受け入れざるを得ない場合

- 資材搬入組立設置が、建設業法上の「建設工事」（建設業法2条1項）に該当する場合には、下請法の適用はなく、建設業法が適用される。

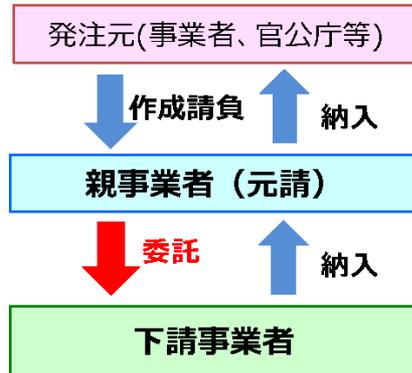
情報成果物作成委託とは

Q

- 設計事務所が各種図面作成を行う（注文書を当社が発行）事は下請法対象（情報成果物作成委託）という認識で正しいか

6. 情報成果物作成委託(2)類型2 / 類型3

【類型2】請負の目的である情報成果物の作成委託



➡事業者が業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

【例】

- ① 広告会社が、クライアントから受注したCMの制作をCM制作会社に委託する場合。
- ② アニメーション制作業者が、制作委員会から制作を請け負うアニメーションの原画の作成を個人のアニメーターに委託する場合。
- ③ 建設業者が、施主から作成を請け負う建築設計図面の作成を建築設計業者に委託する場合。

【類型3】自社で使用・消費している情報成果物で自社で作成しているものの作成委託



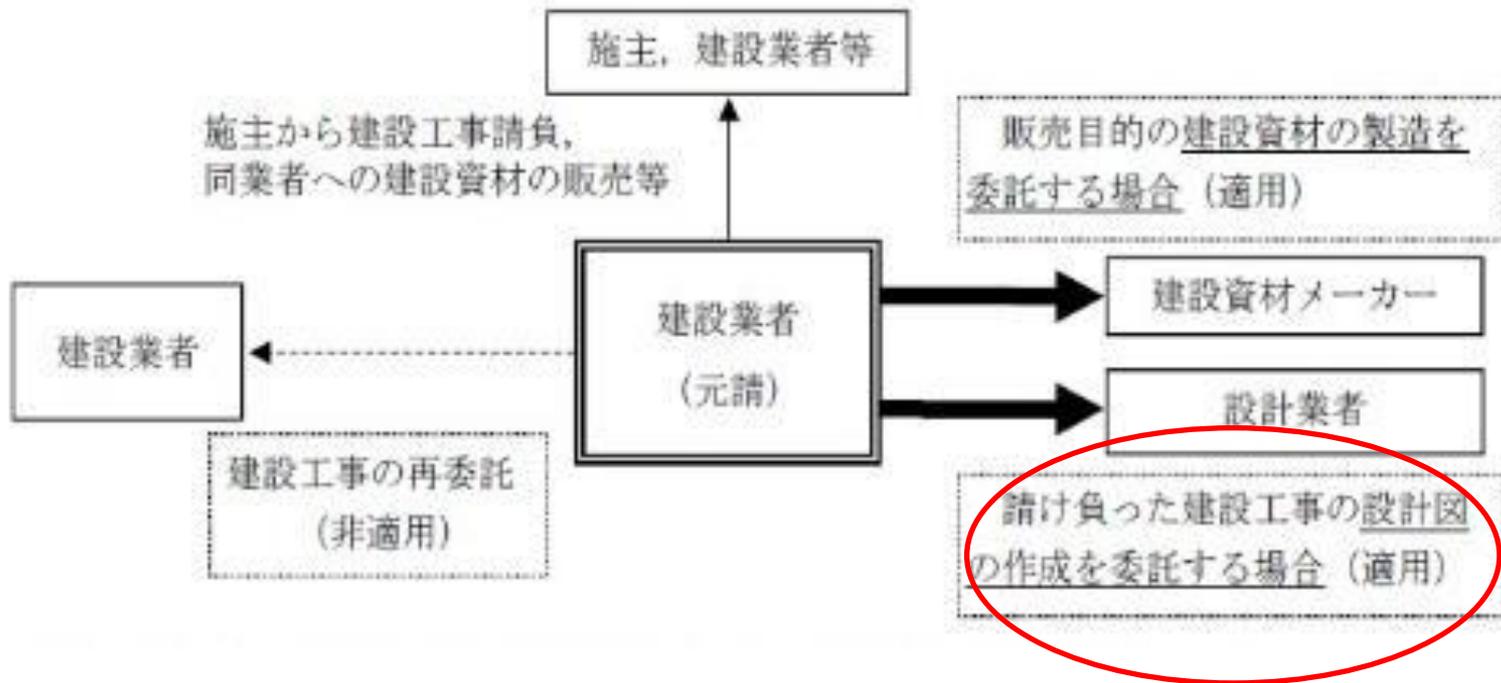
➡事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合に、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

- 【例】家電メーカーが、内部システム部門で作成する自社用経理ソフトの作成の一部をソフトウェアメーカーに委託する場合。

➡ 下請代金法の対象となる下請取引

下請法の適用範囲

- 下請法対象である（公取HPQA）。



8. 親事業者の義務

親事業者の義務

(1) 書面の交付義務 (第3条)

親事業者は、発注に際して具体的記載事項を全て記載している書面(3条書面)を直ちに下請事業者に交付する義務があります。

(2) 書類の作成・保存義務 (第5条)

親事業者は、給付の内容、下請代金の額等について記載した書類(5条書面)を作成し、2年間保存する義務があります。

(3) 下請代金の支払期日を定める義務 (第2条の2)

親事業者は、物品等を受領した日から起算して60日以内のできるだけ短い期間内で、支払期日を定める義務があります。

(4) 遅延利息の支払義務 (第4条の2)

親事業者は、下請代金をその支払期日までに支払わなかった時は、物品等を受領した日から起算して60日を経過した日から実際に下請代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じて下請事業者に遅延利息(年率14.6%)を支払う義務があります。

違反したときは
50万円以下の罰金
(第10条1項1号、2号)

9. 親事業者の禁止行為(法第4条第1項及び第2項の各号)

親事業者の禁止行為・第4条

第1項

(1)受領拒否の禁止	下請事業者に責任がないのに給付の受領を拒むことを禁止
(2)下請代金の支払遅延の禁止	支払期日までに下請代金を支払わないことを禁止
(3)下請代金の減額の禁止	下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに発注時に決定した下請代金の額を減ずることを禁止
(4)返品禁止	下請事業者から納入された物品等を受領した後に、下請事業者の責めに帰すべき理由がある場合を除き、下請事業者に物品等を引き取らせることを禁止
(5)買いたたきの禁止	親事業者が、発注に際して下請代金の額を決定する際に、発注した内容と同種又は類似の給付内容に対して通常支払われる対価に比べて著しく引く額を不当に定めることを禁止
(6)購入・利用強制の禁止	正当な理由がある場合を除き、親事業者が下請事業者に対して親事業者の指定する物や役務等を強制して購入・利用させることを禁止
(7)報復措置の禁止	下請事業者が親事業者の下請法違反行為や違反事実を公正取引委員会又は中小企業庁長官に知らせたことを理由に、親事業者が当該下請事業者に不利益な取扱いをすることを禁止

各号に掲げる行為をしてはならない。

第2項

(8)有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止	親事業者が下請事業者に必要な原材料等を有償で支給している場合に、原材料等の対価を早期に決済することにより、下請事業者の利益を不当に害することを禁止
(9)割引困難な手形の交付の禁止	下請代金の支払について、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難な手形を交付することにより、下請事業者の利益を不当に害することを禁止
(10)不当な経済上の利益の提供要請の禁止	親事業者が下請事業者に対して、親事業者のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより下請事業者の利益を不当に害することを禁止
(11)不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止	下請事業者に責任がないのに、給付の受領前に親事業者が発注の取消しを含む「発注内容の変更」を行い、又は給付の受領後に「やり直し」をさせることにより、下請事業者の利益を不当に害することを禁止

各号に掲げる行為をすることによって、**下請事業者の利益を不当に害してはならない。**

【注】親事業者と下請事業者が合意していたとしても、また、親事業者や下請事業者が下請法違反になるという意識がなくても、これらの禁止事項に抵触する行為を行うと下請法違反となる。

9-(3)下請代金の減額の禁止(第4条2項3号)

※下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に決定した下請代金の額を減ずることを禁止

■この規定が設けられたねらい

下請取引においては、下請事業者の立場が弱く、一旦決定された下請代金であっても事後に減ずるよう要請されやすいこと、一方、下請事業者はこのような要求を拒否することが困難であり、下請代金の額が減じられると、直接、下請事業者の利益が損なわれることから、これを防止するためである。

●親事業者が、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた下請代金の額を減ずることを禁止するものであり、「歩引き」や「リベート」等の減額の名目、方法、金額の多少を問わず、発注後いつの時点で減しても本法違反となる。

●これまでに違反とされたことのある減額の名目

「歩引き」、「仕入歩引き」、「不良品歩引き」、「分引き」、「リベート」、「基本割戻金」、「協定販売促進費」、「特別価格協力金」、「販売奨励金」、「一時金」、「オープン新店」、「協賛金」、「決算」、「協力金」、「協力費」、「値引き」、「協力値引き」、「協賛店値引き」、「一括値引き」、「原価低減」、「コストダウン協力金」、「支払手数料」、「手数料」、「本部手数料」、「管理料」、「物流及び情報システム使用料」、「物流手数料」、「センターフィー」、「品質管理手数料」、「割引料」、「早期支払割引料」、「金利」等

●「下請事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、下請代金の額を減ずることが認められるのは、以下の場合に限られる。

- ① 下請事業者の責めに帰すべき理由(瑕疵の存在、納期遅れ等)があるとして、受領拒否又は返品することが本法違反とならない場合に、受領拒否又は返品をして、その給付に係る下請代金の額を減ずるとき。
- ② 下請事業者の責めに帰すべき理由あるとして、受領拒否又は返品することが本法違反とならない場合であって、受領拒否又は返品をせずに親事業者自ら手直しをした場合に、手直しに伴う下費用など、客観的に相当と認められる額を減ずるとき。
- ③ 下請事業者の責めに帰すべき理由あるとして、受領拒否又は返品することが本法違反とならない場合であって、受領拒否又は返品をせずに、瑕疵等の存在又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかな場合に、客観的に相当と認められる額を減ずるとき。

9-(5) 買ったときの禁止 (第4条 1項5号)

※ 下請代金額決定時に発注内容と同種又は類似の給付内容に対し通常支払われる対価に比べ著しく低い額を不当に定めることを禁止

■ この規定が設けられたねらい

親事業者が下請事業者と下請代金の額を決定する際に、その地位を利用して、通常支払われる対価に比べて著しく低い額を下請事業者に押しつけることは、下請事業者の利益を損ない、経営を圧迫することになるのでこれを防止するため。

● 通常支払われる対価とは

(ア) 下請事業者の給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において実際に支払われる対価(市価のこと)をいう。

(イ) 市価の把握が困難な場合は、下請事業者の給付と同種又は類似の給付に係る従来の取引価格をいう。

● 買ったときに該当するか否かは、以下のような要素を勘案して総合的に判断される。

(ア) 下請代金の額の決定に当たり、下請事業者と十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法

(イ) 差別的であるかどうかなど対価の決定方法

(ウ) 「通常支払われる対価」と「当該給付に支払われる対価」との乖離状況

(エ) 当該給付に必要な原材料等の価格動向

● 買ったときに該当するおそれのある事例

- ① 多量の発注を前提として下請事業者に単価の見積もりをさせ、その見積もり単価を少量発注しかない場合の単価として下請代金の額を定めた。
- ② 量産期間が終了しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めた。
- ③ 一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定めた。
- ④ 原材料価格や労務費等のコストが大幅に高騰したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、一方的に単価を据え置いた。 など

やり直し工事

Q

- 設計ミスを原因とする工事代金（大工手待ち金・やり直し）を請求（マイナス発注）する事は優越的地位の乱用となるのか？

9-(11) 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止(第4条2項4号)

※下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付の受領した後に(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に) 給付をやり直しさせること。

■この規定が設けられたねらい

下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者に対して、費用を負担せずに給付の内容の変更を行い、又はやり直しをさせることは、下請事業者に当初、委託された内容からすれば必要ない作業を行わせることとなり、それにより下請事業者の利益が損なわれるので、これを防止するため。

- 「下請事業者の給付の内容を変更させること」とは、給付の受領前に、3条書面に記載されている給付の内容を変更し、当初委託した内容とは異なる作業を行わせること。発注を取り消すこと(契約の解除)も、「給付の内容の変更」に該当する。
- 「受領後に給付をやり直しさせること」とは、給付の受領後に、給付に関して追加的な作業を行わせること。

●「下請事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、親事業者が費用を負担することなく、「給付内容の変更」や「やり直し」をさせることが認められるのは、以下の場合に限定される。

- ①給付を受領する前に、下請事業者の要請により、給付の内容を変更する場合。
- ②給付を受領する前に、下請事業者の給付の内容を確認したところ、給付の内容が3条書面に明記された委託内容とは異なること、又は、下請事業者の給付に瑕疵があることが、合理的に判断され、給付の内容を変更させる場合。
- ③下請事業者の給付の受領後、下請事業者の給付の内容が3条書面に明記された委託内容と異なるため、又は、下請事業者の給付に瑕疵等があるため、やり直しをさせる場合。

下請工事代金の支払い

Q

- 下請代金の支払遅延の規制に関して、下請法と建設業法の違いを教えてください。

下請工事代金の支払い

	建設業法24条の6(※)	下請法2条の2
支払い期間の起算時	下請負人から引渡し申し出があった日	給付を受領した時
支払期間	50日	60日
遅延損害金 (遅延利息)	14.6%	14.6%

(※1) 特定建設業者が注文者となった下請契約（請負人が特定建設業者又は資本金額4000万円以上の場合を除く）に限られる。

(※2) 他に、元請負人は、発注者から工事代金の支払いを受けたときは、当該支払いの対象となった建設工事を施工した下請負人に対し、支払いを受けた時から1ヶ月以内に下請代金の支払いをしなければならないとの規制がある。

8-(3) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）

親事業者が、物品等を受領した日から起算して60日以内のできるだけ短い期間内で、支払期日を定める義務。

■ この規定が設けられたねらい

下請取引の性格から、親事業者が下請代金の支払期日を不当に遅く設定するおそれがあり、下請事業者の利益を保護するため。

- 親事業者は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、**受領日(注)から起算して60日以内(受領日を参入する。)**のできる限り短い期間内で、**下請代金の支払期日を定めなくてはならない。**

(注)受領日とは、● 下請事業者から物品等又は情報成果物を受領した日。
● 役務提供委託の場合は、下請事業者が役務を提供した日。

■ 下請法上の下請代金の支払期日

- ① 受領日から起算して60日以内に支払期日を定めた場合は、その定められた支払期日
- ② 支払期日を定めなかった場合は受領日
- ③ 受領日から起算して60日を超えて支払期日を定めた場合は、受領日から起算して60日を経過した日の前日

■ 支払期日の3条書面への記載例の適否

- ①「〇月〇日まで」
- ②「納品後〇日以内」



①、②は支払の期限を示しており、具体的な日が特定できないため、**認められない。**

- ③「〇月〇日」
- ④「毎月末日納品締切、翌月〇日支払」



③、④は、具体的な日が特定可能であり、**認められる。**

定められた支払期日より前に下請代金を支払うことは差し支えない。

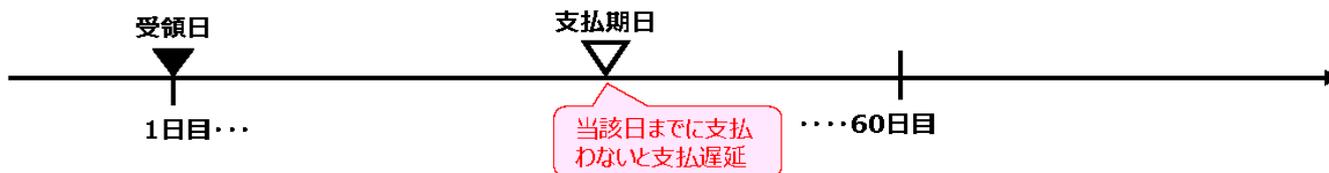
9-(2) 下請代金の支払遅延の禁止① (第4条1項2号)

※支払期日までに下請代金を支払わないことを禁止

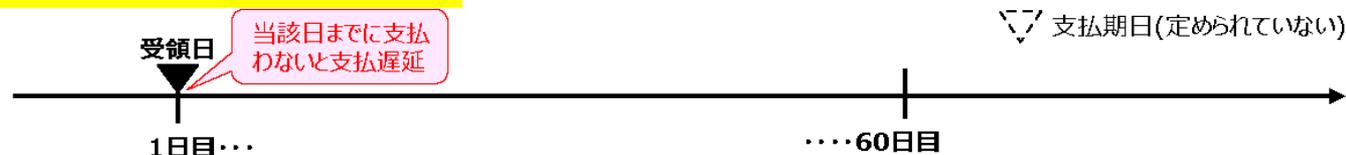
■この規定が設けられたねらい

支払期日までに納入した物品等又は情報成果物(提供した役務)の下請代金の支払を受けなければ、**下請事業者の資金繰りがつかず、従業員への賃金の支払い、材料代の支払等が困難になり、最悪の場合は倒産に追い込まれるなど下請事業者の経営の安定が損なわれる**ので、これを防止するためである。

(ア)支払期日が受領日から60日以内に定められている場合



(イ)支払期日が定められていない場合



(ウ)支払期日が受領日から60日を超えて定められている場合



インボイス制度

- インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは
→品目ごとの消費税率や税額、課税事業者の登録番号などを請求書に記す制度
- **2023年10月1日**からスタート

事業者申請のスタート

- **2021年10月**にインボイスを発行する事業者の申請がスタート

インボイスを
発行しない事業者は
取引先から
外されてしまう
リスク有り

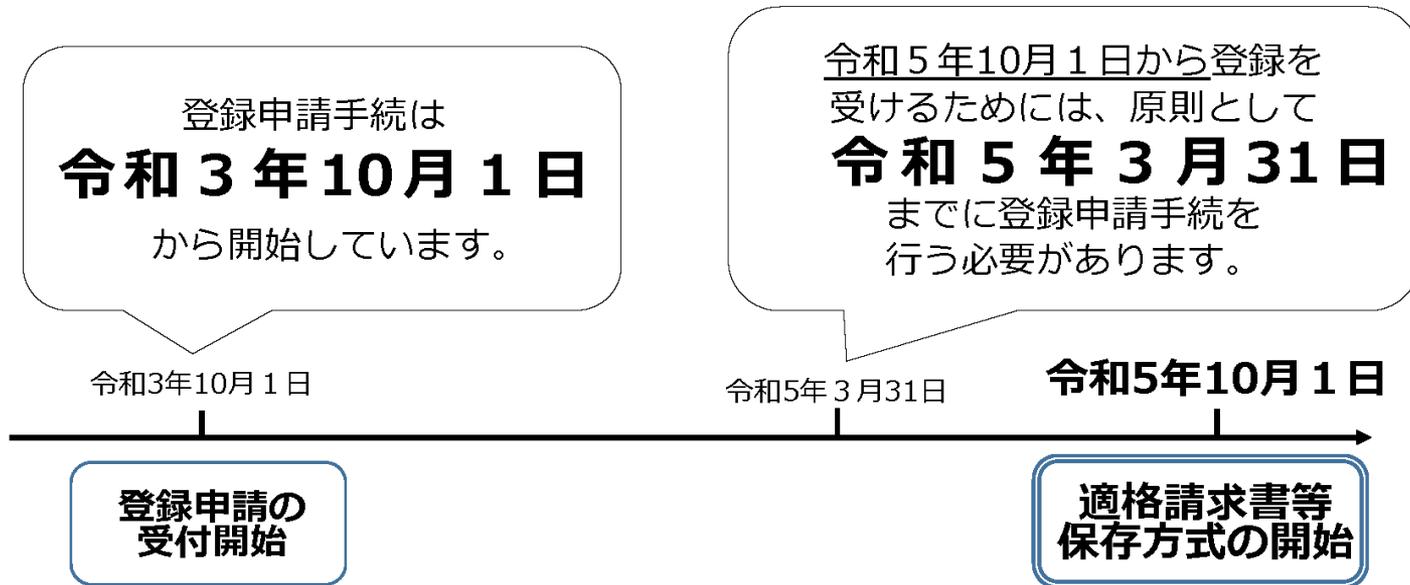
しかし

免税事業者は
インボイスの
登録申請ができない

**「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、
課税事業者となったうえで
登録申請をする必要がある。**

6 適格請求書発行事業者の登録申請手続 <パンフレットP18>

登録申請のスケジュール



- 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています（詳しくは参考資料4参照）。
- 免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合で、当該課税期間から簡易課税制度を適用するための経過措置が設けられています（詳しくは参考資料5参照）。

登録申請書は、e-Taxにより提出ができます（詳しくは参考資料6参照）！

1 適格請求書等保存方式の概要

<パンフレットP5>

適格請求書等保存方式とは

- > 複数税率に対応したものとして開始される、仕入税額控除の方式です。

- 買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた「**適格請求書**」等の保存が必要となります。
- 買手が作成した仕入明細書等による対応も可能です。

開始時期

- > **令和5年10月1日**に開始されます。

適格請求書とは

- > 「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、**登録番号**のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

- 請求書や納品書、領収書、レシート等、その名称は問いません。
- 適格請求書の交付に代えて、電磁的記録（適格請求書の記載事項を記録した電子データ）を提供することも可能です（詳しくは参考資料1参照）。

- > 適格請求書を交付することができるのは、**税務署長の登録を受けた**

「適格請求書発行事業者」

に限られます。

- 課税事業者が、登録を受けることができます。

- ※ 適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者であっても、適格請求書に該当しない請求書等は発行することができます。
- ※ 登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

免税事業者はどうするか

現状

- 課税売上高が**年間1000万円以下**の業者には、免税事業者として消費税の納付が免除されている。



個人経営の店舗など小規模事業者の場合、
煩雑な税務をこなすことが難しいため

- 仕入先が免税事業者でも課税事業者は仕入れ税額控除ができた。

免税事業者はどうか

導入後

- インボイス制度導入後は、免税事業者が消費税を請求すること自体が違法になり、インボイスも発行できない。
- 事業者も、インボイスがなければ仕入税額控除ができず、消費税の納税額が増える

請求書に課税事業者登録番号が記載されているかどうかチェックをして、インボイスを発行できない事業者を取引から排除することになる。

免税事業者は課税事業者or廃業

平成30年度資料

約800万事業者のうち
免税事業者の総数は約**500万**事業者
個人事業者の**75.1%**
法人事業者の**31.9%**

課税事業者になり
消費税の申告を
することは可能？

零細事業者の事務負担に配慮する形で
設けられている免税点制度は、
インボイス導入で
崩壊することになるのではないか

(参考4) 免税事業者の登録申請手続等

<パンフレットP19>

免税事業者の登録申請手続

- > 令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合は、登録を受けた日から課税事業者となることが可能です（経過措置）。

- 登録を受けるために登録申請手続を行います。
※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

【例①】 個人事業者や12月決算の法人が、令和5年10月1日から登録を受ける場合

令和4年12月期	令和5年12月期		令和6年12月期
	登録申請手続の期限 (原則として令和5年3月31日)	登録日 (令和5年10月1日)	登録日以降は課税事業者となるため 消費税の申告が必要
免税事業者	免税事業者	適格請求書発行事業者 (課税事業者)	適格請求書発行事業者 (課税事業者)

- > 上記以外の課税期間について免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、登録申請手続を行うだけでなく、消費税課税事業者選択届出書を提出する必要があります。

- 「消費税課税事業者選択届出書」※を提出し、課税事業者を選択するとともに、
- 課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請手続を行う必要があります。 ※ 原則として、課税事業者選択届出書を提出した課税期間の翌課税期間から、課税事業者となります。

【例②】 個人事業者や12月決算の法人が、課税事業者となる課税期間の初日である令和6年1月1日から登録を受ける場合

- ⇒ 消費税課税事業者選択届出書を提出するとともに、登録申請手続を令和5年11月30日※までに行う。
※ 課税事業者となる課税期間の初日（令和6年1月1日）の前日（令和5年12月31日）から起算して1月前の日

サラリーマンの副業や熟練職人のダメージ

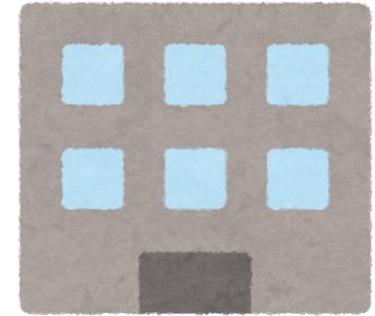
サラリーマン

所有している土地で
駐車場を経営している



企業

近くて便利なので
駐車場を借りていた



課税仕入れにならないので
解約しましょう

そうしましょう

お互いに損

経済効率が下がり、
日本経済全体に悪影響を与える

サラリーマンの副業や熟練職人のダメージ

- インボイス制度導入は、年間数点しか作れない熟練の職人を、余人に代えがたいと選んでいた企業の取引をなくしてしまう。これは頼んでいた企業にとっても大打撃になる。
- 選ぶ方は課税事業者かそうでないかで選んでいるのではなく、その取引が経済効率から一番いいと選んでいる。



**零細事業者の事務負担に配慮する形で
設けられている免税点制度は、
インボイス導入で崩壊する**

働き方改革 副業OKの制度が骨抜きになる

- 働き手を護るように見える制度
→しかし残業が少なくなり給与が減ったり、
継続雇用してもらえずリストラにあったりする
ケースもある



就業形態として「雇用される」のではなく、
フリーランスとして「業務委託契約」を結び
売上歩合で働く人も増えてきている

働き方改革 副業OKの制度が骨抜きになる

企業側

個人事業主化社員を社内に置くと

- 課税仕入れにできる
- 職務能力の充実
- 経費の削減
- リスク管理

等のメリットがある。

しかしインボイス制度導入により働き方改革は阻害される恐れがある。

副業社員側

個人事業主になった人の立場にたつと、課税事業者にならないとインボイスを発行できないことになる。

サラリーマンの給与が上がらない

実質的に免税事業者がいなくなる

インボイスが紙から電子インボイスになり、
キャッシュレス化の進行と併せて、
すべての取引が瞬時に国税庁に集積される

デジタル社会では、申告納税制度が変わる

**IT（情報技術）発達の成果を
納税申告の利便性向上に活用する**

今後はこのような制度に変わる

税務当局が予め得ている情報を
納税者の申告書に記入して
電子的に送付



納税者はその内容を確認して、
必要に応じて加筆・修正、
税務当局に送付することで
申告を完了する

「デジタル化に取り組む」 国税庁新長官が抱負

社会・調査

2021年7月8日 23:53



国税庁長官に就任した前財務省理財局長の大鹿行宏氏（58）が8日、記者会見し、新型コロナウイルス禍を踏まえ「オンラインでの確定申告や、ウェブ会議による税務調査の促進といったデジタル化に取り組む」と抱負を語った。納税が困難な人に猶予制度を案内するなど、丁寧な対応に務めるとした。（共同）

東南アジア、新型コロナで課税強化 日本企業も標的に

新型コロナ

+ フォローする

2021年5月16日 2:00 (2021年5月16日 16:27更新) [有料会員限定]



新型コロナウイルスの対応に伴う財政悪化を背景に、東南アジア諸国が課税を強化している。税務調査のペースが上がり、資料の提出期限を短くするなど手続きも厳しくなった。現地に税務の専門人材が少ない日本企業が標的になる例もある。専門家からは「調査に備えた事前の準備が重要だ」との声が上がっている。

東南アジアでは課税強化が進む



(注)取材に基づく

経理に関するお悩み ▶▶▶ 電子帳簿等保存制度で**経理のデジタル化**

こんなお悩み、ありませんか？

- 「もっと経理を楽にやりたい」
- 「経営状況をリアルタイムに把握したい」
- 「わざわざ出勤して請求書等在处理している」

そのお悩み、**電子帳簿等保存制度**が解決！

(できることの例)

- もっとスピーディーに経理処理できる
- 経理のデジタル化を通じて生産性を向上
- 経理担当のテレワーク推進

Q. そもそもどんな制度？

A. このような場合に関するルールを定めています。

- 会計ソフトで作った帳簿を、プリントアウトせずに**データのままで保存**
- 経費の領収書やレシートを**スマホで撮影**して経理処理・保存

Q. 具体的に何が便利に？

A. このようなことができるようになります。

- 紙をファイリングする手間や保存スペースが**不要**に
- 日付や取引先名で検索できるので、探したい書類が**すぐに見つかる**
- データ上で経理処理ができるので、**経理担当もテレワーク**ができる

Q. 紙で帳簿・書類を保存している私には関係ない？

A. いいえ、紙で帳簿・書類を保存している方にも関係があります。

PDF等のデータで受け取った請求書などについては、ルールに基づいて**データのままで保存**していただくことが必要です。

詳しくはコチラ

国税庁 電子帳簿保存法



電子帳簿等保存制度の概要

- 電子帳簿等保存制度は、**納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点**から、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等による保存を可能とする制度。
- ただし、**改ざんなど課税上問題となる行為を防止する観点**から、保存方法等について、**真実性・可視性の確保に係る一定の要件**を設けている。

① 電子帳簿等保存

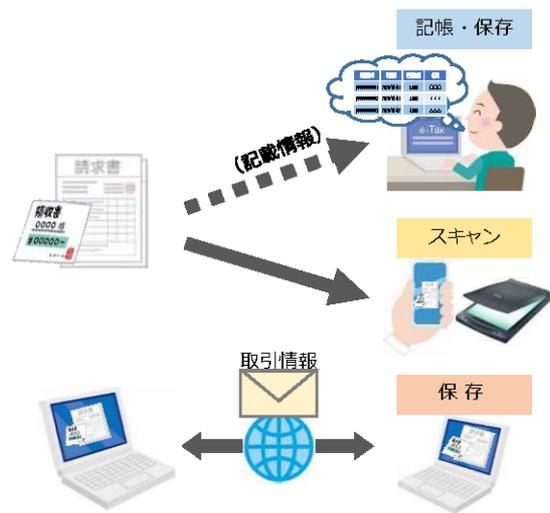
帳簿（仕訳帳等）や国税関係書類（決算関係書類等）のうち**自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているもの**については、一定の要件の下、**データのままで保存等ができる**（平成10年度税制改正で創設）

② スキャナ保存

決算関係書類を除く国税関係書類（例：取引先から受領した領収書・請求書等）については、その書類を保存する代わりとして、一定の要件の下で**スマホやスキャナで読み取ったデータを保存することができる**（平成17年度税制改正で創設）

③ 電子取引データ保存

所得税・法人税に関する帳簿書類の保存義務者は、**取引情報のやりとりをデータで行った場合には**、一定の要件の下、**やりとりしたデータを保存することが必要**（平成10年度税制改正で創設）



主な要件

- | | |
|---------------|--|
| 電子帳簿等
保存 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子保存する場合の基本要件 <ul style="list-style-type: none"> ・モニター・説明書等の備付け ・ダウンロードの求めへの対応 ○ 優良な電子帳簿の要件 <ul style="list-style-type: none"> ・訂正削除履歴の保存 ・帳簿間での記録事項の相互関連性 ・検索機能 |
| スキャナ
保存 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 真実性の確保 <small>※電子取引データ保存は下線のみ</small> <ul style="list-style-type: none"> ・入力期間の制限（受け取りから最長約2か月） ・一定水準以上の解像度 ・バージョン管理（訂正削除履歴の保存） ・<u>タイムスタンプ等</u>（電子取引については、<u>訂正削除防止に関する事務処理規程等でも可</u>） |
| 電子取引
データ保存 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 可視性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・帳簿との相互関連性 ・モニター・説明書等の備付け ・検索機能 |



電子帳簿保存法が改正されました

R3.05

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しが行なわれました。具体的な改正内容は以下のとおりです。

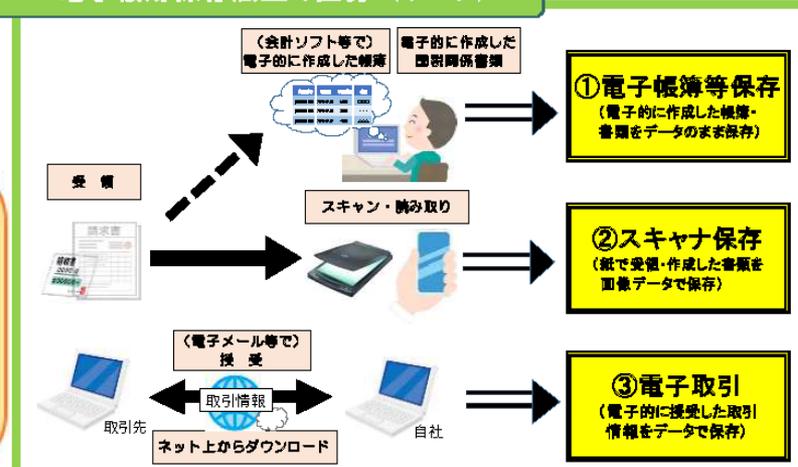
導入

Q: そもそも電子帳簿保存法とは、どのようなものですか？

A: 各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の3種類に区分されています。

～ 電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～



電子取引の保存要件

※ 下線を付した部分が、今回改正により変更があった箇所になります。

真実性の要件

以下の措置のいずれかを行うこと

- ① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う
- ② 取引情報の授受後、速やかに（又はその業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに）タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく
- ③ 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う
- ④ 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う

可視性の要件

保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと

電子計算機処理システムの概要書を備え付けること

検索機能※を確保すること

※ 帳簿の検索要件①～③に相当する要件（ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③不要）
保存義務者が小規模な事業者でダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索機能不要

申請書の様式や電子帳簿保存法のQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています（改正分は随時掲載していきます。）。詳しくは、 で



国税庁
(法人番号 7000012050002)

改正電帳法のポイントと今後の対応

【改正の主なポイント】

- ・ 電子データでの保存を義務付け
- ・ 税務署長の承認不要など保存要件を大幅に緩和

【税制改正大綱の内容】

- ・ 保存義務化を2年猶予（ただし、税務署長がやむを得ない事情があると認めたとき）

【今後のポイント】

- ・ 会社全体でDX化を推進。組織全体を見直すチャンスと捉えるべきだ

(注) 猪野氏への取材に基づく

企業側は2年の猶予期間に どのように対応すべきか

- データ保存について順に検討していく

自社が扱っている国税関係書類の洗い出しと
業務フローの見直し

システムの選定

選定したシステムが
電子帳簿保存法に適しているかの検討

電子保存をきっかけにDX化

電子取引のためだけにコストをかけてシステムを導入するのはもったいない

会社全体の
業務フローの
可視化

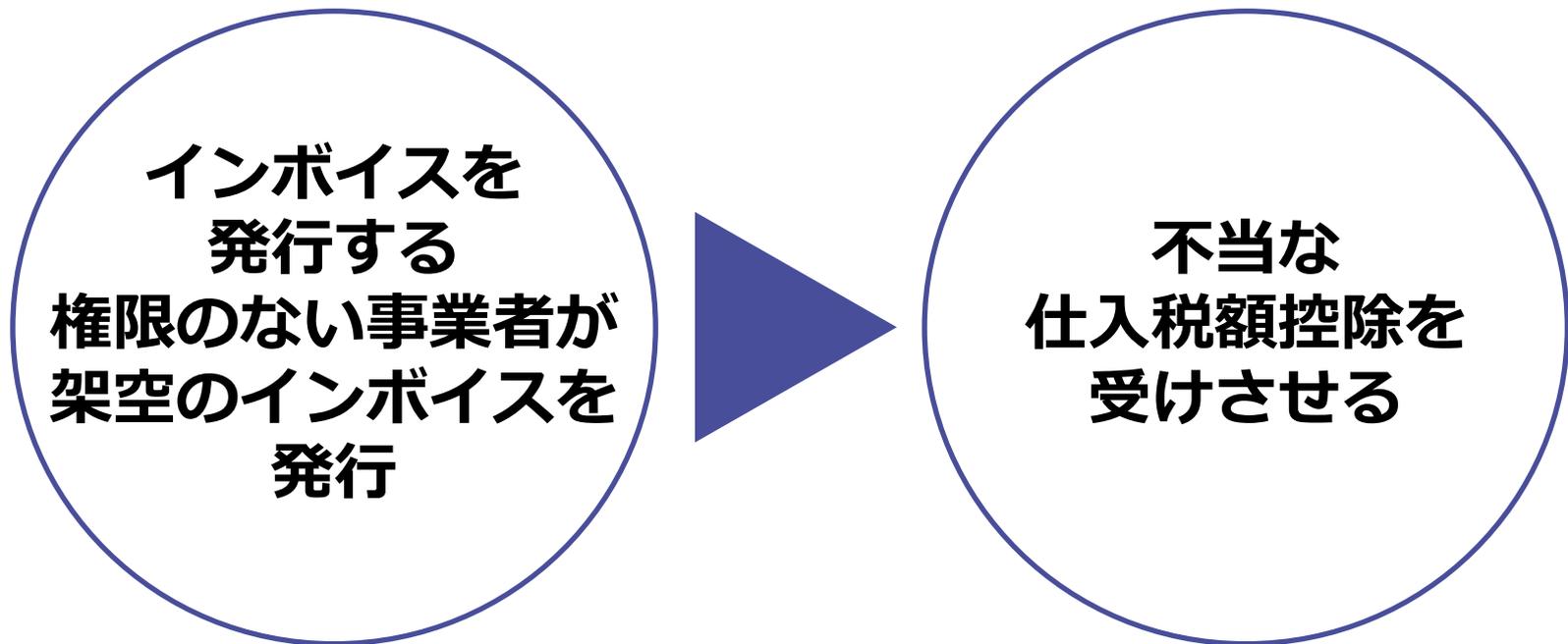
データを
リアルタイムで
見ることができる

など

**組織全体を見直す
絶好のチャンスと考える**

架空インボイスのリスク

- 新たな脱税行為が生じる可能性



免税事業者である大工・職人への対応

1 分離発注

→ 免税事業者が元請業者になる。

2 社員大工化

→ 職人減少時代に施工の手を確保する。

3 プレファブ化

→ 職人の手を最小限にする



DXによる生産性向上を真剣に考えるとき

電子保存をきっかけにDX化

電子取引のためだけにコストをかけてシステムを導入するのはもったいない

会社全体の
業務フローの
可視化

データを
リアルタイムで
見ることができる

など

**組織全体を見直す
絶好のチャンスと考える**